

参考資料(本編との対照表)

資料1: 宿泊施設の活用について(P-13)

資料2: 福祉避難所の対象となる者の把握事例(P-10)

資料3: 要配慮者の避難行動の特徴と配慮を要する事項(徳島県災害時要援護者支援対策マニュアルより
抜粋)(P-10)

資料4: 関係法令等((福祉避難所に関する部分のみ抜粋)(P-36)

資料5: 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(案)(P-13)

資料6: 災害発生時等における緊急入所に関する協定(案)(P-20)

資料7: 福祉避難所の指定状況(P-21)

資料8: 【簡易版】インテークアセスメントシート(P-32)

資料9: 福祉避難所ルールの例(P-45)

※資料1は、宿泊施設への福祉避難所設置モデル(静岡県健康福祉部 平成29年3月)を参照

※資料2~8は、徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針(平成31年3月)を元に作成

1 宿泊施設活用の有用性

平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震では、要配慮者を含む被災者の避難所として、多数の旅館・ホテル等の宿泊施設が活用されました。

阿南市においても、宿泊施設が多数立地しており、各施設と連携の上で福祉避難所として活用を検討していくことは、要配慮者の避難先を確保する上で非常に有効な方策と言えます。

2 宿泊施設への福祉避難所設置に対する考え方

(1) 協力関係の構築

宿泊施設を福祉避難所として活用していくためには、観光関係者（宿泊施設、観光協会等）や福祉関係者との協力関係の構築が不可欠となります。

個別の宿泊施設との協議により指定を進める方法や、観光協会等との災害時における協力関係に係る協定の締結を行った上で、協会員の施設を指定する方法が考えられます。

(2) 宿泊施設の特性

福祉避難所とする場合の特性と利用にあたっての課題としては、次のような点が考えられます。

(長所) ・寝具や個室等の宿泊機能は既に確保されており、配慮が必要な避難者が生活するハード面の環境は整っている。

・ライフラインが確保できれば食事提供が可能。

(課題) ・必ずしも全ての施設がバリアフリーとなっていない。

・避難生活を支援する人材の確保・派遣対策が必要。

・帰宅困難な観光宿泊者との仕分け方法

個々の施設ごとに立地や設備面等の事情が異なることから、活用の方法や要配慮者の受入条件は個別に調整していきます。

福祉避難所は、災害の種類やその状況（地震の強さ・津波の程度等）及び周辺環境により、ハード・ソフト両面の環境が整った施設から順次開設要請していくことから、指定に際しての間口は広く考えておきます。

(3) 宿泊施設に求める役割

介護人材や物資・機材等の観点から、宿泊施設に社会福祉施設と同様の福祉サービスを求めることはできず、要介護度の高い高齢者や、重度障害を持つ障がい者の避難先には適しません。

一方で、専門的な支援は必要なくとも、環境面で配慮が必要な要配慮者も多数いるため、こうした避難者の避難先となることが期待できます。

基本的な役割としては、宿泊場所や食事の提供であるため、避難者と介助できる家族等の同行避難が行われれば、宿泊施設の負担も軽度で済むことが見込まれます。

3 施設の指定

(1) 宿泊施設の福祉避難所としての指定

災害時に福祉避難所として活用できるよう、あらかじめ市は宿泊施設側と協議を行い、指定に向けた調整を進めます。

その際、前項で記載したように、個々の宿泊施設により立地や設備面の状況が異なることや、市の既存の福祉避難所の指定状況（区域、種別等）の事情を考慮し、重視すべき事項の優先順位を考慮した上で選定を進めます。

そのため各宿泊施設の立地・設備等を一覧として整理し、施設側との指定に向けた情報交換に活用します。

(2) 受入れルール

宿泊施設側と要配慮者受入れのルールをあらかじめ協議しておきます。

（協議する項目の例）

- ①受入可能な要配慮者の程度（介護職員による専門的支援が不要な方等）
- ②同伴者の受入れに関して（介護者に限る、同伴者の人数等）
- ③受入れ可能人数の目安
- ④要配慮者の移送の方法について

4 設置・運営体制の構築

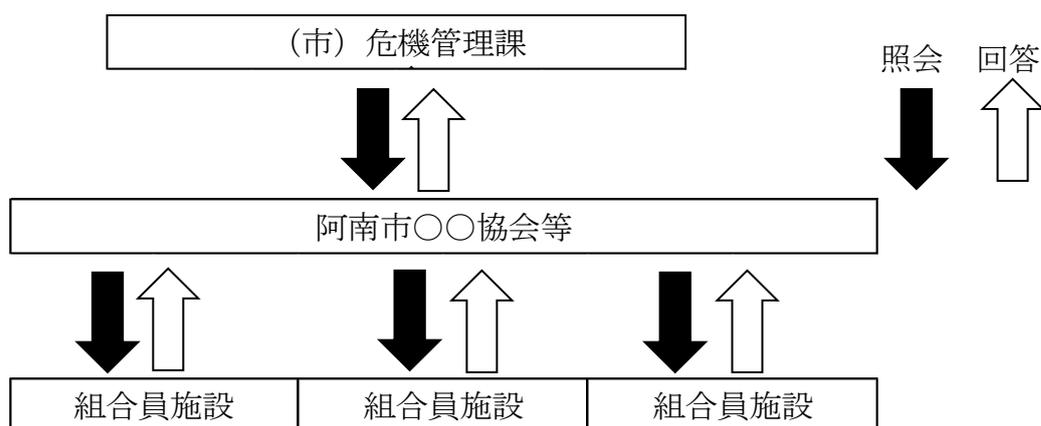
(1) 連携体制の確保

円滑な設置・運営を行うためには、関係者間の連携体制を構築しておくことが必要となります。

ア 連絡ルートの構築

- ・市と各宿泊施設の連絡ルートをあらかじめ定めておく。
- ・連絡手段をあらかじめ整備しておく。

【阿南市における連絡ルートの検討例】



※連絡手段は防災無線や衛星携帯電話等の活用を検討

イ 連絡内容の定型化

非常時に速やかな連絡体制をとるためには、あらかじめ確認事項のリスト化を行うことが必要であり、福祉避難所運営マニュアルの様式4を準用して確認を行います。（施設被害状況、開設可否、受入可能人数、食事提供機能、ライフライン、対応可能な職員数、宿泊客の状況（滞留数、負傷者数等）等を把握）

※利用者（宿泊客）の状況も併せて確認できるので、観光客の避難に関する市の対策（物資支援、輸送計画等）の判断材料としても活用できます。

ウ 福祉避難所連絡調整会議（仮称）の開催

前記ア～イを確立するためには、平時から関係者が顔を合わせ、連携を図っておくことが必要であり、行政、福祉施設、宿泊施設等が参加する連絡調整会議を定期的で開催することにより、調整事項のすり合わせを行います。

エ 専門施設との連携

宿泊施設に避難した要配慮者の中には、専門的な福祉的支援や医療の対応が必要な避難者もいることが考えられるため、速やかに専門施設と連携を図れるよう、あらかじめ対応可能な専門施設をリストアップしておきます。

また、なるべく専門職員の派遣に係る協定の締結も進めておきます。

(2) 要配慮者の避難の流れ

福祉避難所となる宿泊施設は二次的避難所であるため、まずは指定避難所（学校等）に避難を行うこととし、宿泊施設への直接避難は原則として受け入れません。

指定避難所においてスクリーニングを実施するとともに、宿泊施設での受入れ可能人数を把握しながら、移送を行います。

なお、スクリーニングにおいては、市の避難行動要支援者名簿の掲載情報（要介護度・障害等級等）を基本に、自力移動の可否、常時介助の必要の有無、家族等介助者の有無等を考慮し、宿泊施設及び専門施設に振り分けを行います。

（なお、名簿掲載者以外の配慮が必要な避難者についても、地域の民生委員等の協力を得ながら振り分けを行う。）

（3）想定スケジュール

○発災直後

- ・指定された各施設において、従業員の安否状況や建物の被害状況を確認し、宿泊客の安全確保等を行います。

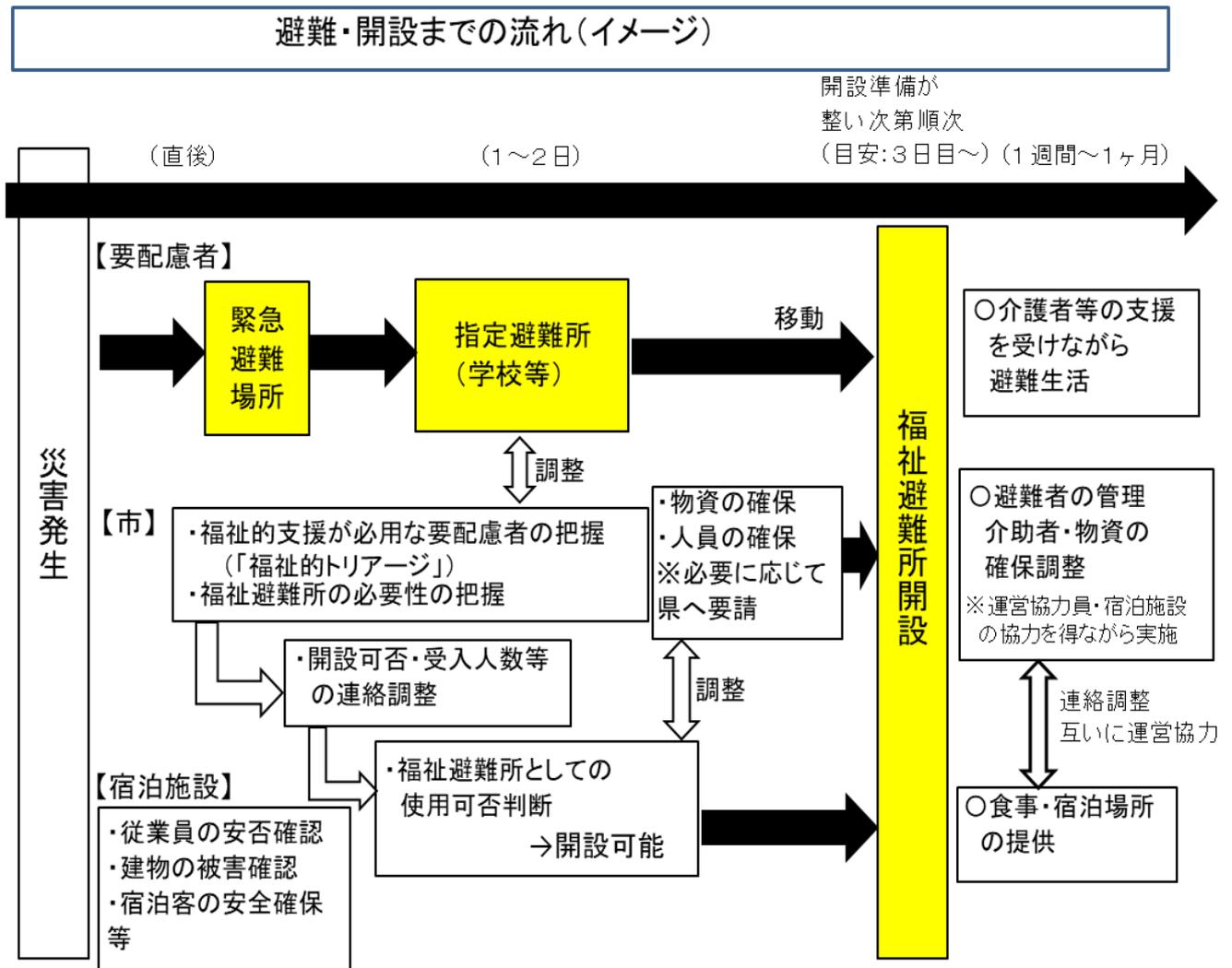
○開設まで

- ・避難所へ避難した避難者のスクリーニングを行い、必要となる福祉避難所数を把握します。
- ・これを踏まえ、指定された各施設に開設可否等の状況を確認します。
- ・開設は、被害状況や宿泊施設の環境整備や観光客の滞留状況を考慮し、おおむね発災後3日目程度での開設を目途とします。

○開設期間

- ・宿泊施設の営業再開を十分に考慮することが必要であり、開設期間はおおむね7日間～最大1か月程度を目途とします。
- ・この期間以後も避難が必要な要配慮者がいる場合、他の福祉避難所への移動や、社会福祉施設への入所を調整します。

【避難・開設までの流れ】



5 運営人材、物資の確保

(1) 人材の確保

福祉避難所を開設し、要配慮者の受入れを行うにあたっては、宿泊施設の従業員のみでは対応が難しいことから、以下の観点から人材の確保を検討しておきます。

○福祉避難所の運営協力 …行政(避難所、災害対策本部等)との連携

○ケアを必要とする要配慮者への支援協力

…要配慮者からの相談対応、専門施設との連携

ア 福祉避難所運営人材の確保

・行政や地域と連携を図りながら福祉避難所の運営を行うためには、地域の人材の協力が不可欠となります。

- ・そのため、民生・児童委員、自主防災組織、地域の介護職経験者等と連携し、「福祉避難所運営協力員」「福祉避難所サポーター」（いずれも仮称）等の協力を平常時から構成し、災害時には市の職員や宿泊施設の従業員と協力して連絡調整や運営等を行えるようにします。

イ 介護人材の確保

専門の福祉的支援は行わない場合でも、要配慮者からの相談や専門施設との連携構築のためには、介護の知識を持った人材が必要となります。

もともと宿泊施設には要配慮者のケアを専門とする人材はいないため、次の方法で確保することを検討します。

①民間事業者との連携

市内の介護事業所等と協定を締結するなど、災害時の人材派遣に係る協力関係を結んでおきます。

②災害ボランティア

市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア受入れの際に、介護資格者、経験者等を福祉避難所へ優先的に派遣します。

ウ 県・国等を通じた外部支援

市内の人材のみでは運営に係る人員が不足することが想定されることから、県（国）を通じて介護人材の派遣を要請します。

県（介護福祉コーディネーター）を通じた派遣要請により、県（国）からの介護専門職の派遣受入れを行います。（なお、東日本大震災、熊本地震の例では、発災後おおむね1週間後以降に県外から派遣が行われている）。

（2）資機材等の物資確保

要配慮者が避難生活を送るためには、通常の避難所に必要な物資のほかに、要配慮者に適した物資も併せて必要となります。

宿泊施設側と調整しながら市が備蓄を行っていくこととなりますが、施設の規模によっては、備蓄スペースが限られる場合もあることから、以下の両面からの対策を行います。

ア 平常時からの備蓄

- ・施設に十分な備蓄スペースがある場合には、あらかじめ必要となる物資の確保を行います。
- ・受け入れる要配慮者の程度によって必要な物資は異なるが、おおむね以下の物資が想定されます。

- ・要配慮者に配慮した食料（アレルギーへの配慮含む）、飲料水
- ・介護用品、衛生用品（大人用おむつ等）
- ・車椅子
- ・ポータブルトイレ
- ・非常用電源、発電機 等

・既に協定を締結し、福祉避難所として指定している社会福祉施設の分と併せて備蓄に努めます。

イ 発災後の供給

・施設によっては、備蓄スペースが限られていることから、民間事業者（企業、団体、スーパーマーケット等）と協定を締結し、供給に関する協力体制を構築しておきます。

ウ 注意点

・熊本地震においては、国がプッシュ型支援（※）を行い、各避難所等に支援物資の供給が行われました。優先的に物資の供給を受けるためには、福祉避難所の指定手続きを行うなど、要配慮者の受入れを行っている福祉避難所であることを明確にしておきます。

※プッシュ型支援：国が、被災地からの具体的な要請を待たないで、避難所等で被災者への支援に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する支援方法

6 住民への周知等

(1) 平常時

- ・事前計画の実効性を高めるためには、市の総合防災訓練あるいは各地域で計画される防災訓練に合わせ、地域住民や関係者が参加する訓練を実施するなど、連携体制の確認を行います。
- ・宿泊施設も参加した訓練等を通じて、地域住民や要配慮者等に対し、福祉避難所の役割や避難方法等について周知を行います。
- ・なお、当該施設の役割を周知せずに施設名のみ公表することは、災害が発生した際に避難者、施設側双方に混乱を招くおそれがあるので注意する必要があります。

(2) 災害時

- 宿泊施設を福祉避難所として開設した場合には、災害対策本部の職員、避難所を運営する避難所運営本部、要配慮者及びその家族、支援団体等に対し、利用方法や対象者を周知します。
- 周知にあたっては、開設する福祉避難所数や受入可能人数に考慮しながら、周知内容、範囲等を検討します。

災害時における避難所としての使用に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と、〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害による被災者の避難所として乙に加盟する宿泊施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害により被災者が避難所での生活を余儀なくされた場合に、甲が乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（使用施設）

第2条 避難所として使用できる施設は、乙に加盟する宿泊施設とし、災害の発生場所、規模その他災害の状況によって協力を要請する施設（以下「協力施設」という。）を調整する。

（要請）

第3条 甲は、避難所での生活を余儀なくされた被災者のうち、次に掲げるものの避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

- （1）高齢者、障がい者、要介護者、乳幼児、妊産婦その他生活に何らかの配慮が必要な者及びその保護者又は介護者
- （2）災害により道路又は交通機関の機能が停止し、甲の区域内に留まらざるを得なくなった者

（要請手続）

第4条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙及び協力施設に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、口頭で要請を行うことができるが、遅滞なく書面も提出すること。

- （1）要請を行う担当者の所属、氏名及び連絡先
- （2）受入れ対象となる被災者の氏名、住所、連絡先（前条第1号の場合は、保護者又は介護者のものも含む。）
- （3）要請理由及び期間
- （4）前3号に掲げるもののほか、受け入れるに当たり必要になると思われる事項

（受諾）

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、協力施設の可能な範囲内で受託するよう努めるものとする。

（受入れ期間）

第6条 避難所としての受入れ期間は、要請ごとに原則7日以内とする。ただし、必要により甲乙協議の上受入れ期間を延長することができる。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙に要請した受入れに伴う費用を負担するものとする。

(実績報告)

第8条 乙は、受諾した受入れが終了したときは、その受入れ状況を甲に報告するものとする。ただし、第6条ただし書により受入れ期間を延長した場合は、甲乙協議の上、報告の期日を定める。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定を実行するに当たり、甲乙協議の上、あらかじめ次の事項について定めなければならない。

- (1) 受入れに伴う費用の額及び支払方法
- (2) 協力施設が行う受入れ者への対応の内容
- (3) 受入れ者の単位、確認方法、移送方法その他の被災者を受け入れるに当たって必要となる第4条に定める要請手続以外の事務手続き

2 前項に掲げるもののほか、この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 阿南市富岡町トノ町12-3

(阿南市長)

乙 阿南市 - - - - -

〇〇〇

(△△長名)

要配慮者の避難行動の特徴と配慮を要する事項(徳島県災害時要援護者支援対策マニュアルより抜粋)

区分		避難行動等の特徴	配慮を要する主な事項
高齢者	ひとりぐらし高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・体力が衰え行動機能が低下しているが、自力で行動できる。 ・地域とのつながりが希薄になっている場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達・救助・避難誘導などの支援者の確保が必要。
	ねたきり等高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力での行動ができない。 ・自分の状況を伝えることが困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレッチャー等の移動用具と援助者の確保が必要。
	認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で危険を判断し行動することが困難。 ・自分の状況を伝えることが困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導などの支援者の確保が必要。
身体障がい者	視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による状況の把握が困難。 ・災害時には住み慣れた地域でも状況が一変するため、単独では素早い避難行動ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報伝達及び状況説明が必要。 ・避難誘導などの支援者の確保が必要。
	聴覚平衡障がい者 音声言語障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による避難誘導の指示が認識できない。 ・視界外の危険の察知が困難。 ・自分の状況等を言葉で知らせることができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正面から口を大きく動かして話したり、身振り、手話、筆談、図、絵など視覚による情報伝達が必要。 ・避難誘導などの支援者の確保が必要。
い者	肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車イス等の移動用具と援助者の確保が必要。
	内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 ・人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器(人工呼吸器、酸素ボンベなど)、医薬品が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車イス、ストレッチャー等の移動用具と援助者の確保が必要。 ・医療機関との連絡体制や医薬品の確保が必要。
知的障がい者		<ul style="list-style-type: none"> ・自分で危険を判断し行動することが困難。 ・急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導などの支援者の確保が必要。 ・常に話しかけるなど、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導し、精神的に不安定にならないような対応が必要。
精神障がい者		<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。 ・普段服用している薬が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ちを落ち着かせることが必要。 ・服薬を継続するため、本人及び援助者は薬の名前、用量を知っておくことが必要。 ・医療機関との連絡体制が必要。

区分	避難行動等の特徴	配慮を要する主な事項
発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・突発的な状況変化の把握や臨機応変に対応することが困難な場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。 ・変化に対する不安や抵抗、こだわりが強かったり、コミュニケーションや対人関係の困難さがあることも多い。 ・必要な情報を取り入れることや、取舍選択することが苦手なことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行動してほしいことの具体的な指示や見通しを持てるように配慮することが必要。(視覚化が有効な場合が多い) ・一斉に伝えるだけではなく、個別の声かけをしたり、ゆっくりトーンを落とした声でやさしく伝える。 ・感覚の刺激に過敏であったり、鈍感であったりする場合があり、怪我などに気づかないことがあるため注意が必要。
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 ・医療的援助や常時使用する医療機器(人工呼吸器、酸素ボンベなど)、医薬品が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車イス、ストレッチャー等の移動用具と援助者の確保が必要。 ・医療機関との連絡体制や医薬品の確保が必要。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導などの支援者の確保が必要。
乳幼児 児童	<ul style="list-style-type: none"> ・危険を判断し行動する能力はない。 ・4～5歳を過ぎれば、自己対応能力が備わってくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の災害対応力を高めておくことが必要。 ・被災により保護者等が養育することが困難な場合の対応が必要。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語での情報が十分理解できない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語による情報提供が必要。

関係法令等(福祉避難所に関する部分のみ抜粋)

災害対策基本法

○災害対策基本法施行令第20条の6第5号

「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この号において「要配慮者」という。)を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。」

○災害対策基本法施行規則第1条の9

- ・高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この条において「要配慮者」という。)の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- ・災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- ・災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

内閣府「福祉避難所の運営・確保ガイドライン」(平成28年4月)

○施設の安全性や現況等を確認のうえ、福祉避難所として指定する。

(施設の安全性の確保)

- ・耐震、耐火構造であること
- ・土砂災害警戒区域等外であること
当該区域内にある施設を指定する場合は、市町村地域防災計画において、要援護者の円滑な警戒避難を実施するために必要な土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める
- ・浸水想定区域外であること
当該区域内にある施設を指定する場合は、浸水した場合にあつても、一定期間、要援護者の避難生活のための空間を確保できること
- ・近隣に危険物施設がないこと
(要援護者の安全性・避難スペースの確保)
- ・原則、バリアフリー化されていること
- ・要援護者固有の生活ニーズを踏まえ、避難生活に必要な空間を確保できること

(5) 福祉避難所

福祉避難所の取扱いに当たっては、次の点に留意すること。

ア 福祉避難所の対象者は、高齢者、障害者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者、その他の者であつて、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者まで含めて差し支えない。

なお、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等の入所対象者は、それぞれ介護保険法に基づく緊急入所等を含め当該施設で適切に対応すべきであるので、原則として福祉避難所の対象者として予定していないが、この趣旨は、次の考え方によるものであり、緊急かつ一時的に当該対象者が福祉避難所へ避難することを妨げるものではないので、特に留意すること。

(ア) 特別養護老人ホーム等の入所対象者は、本来入所すべき施設で適切なサービスを受けられるようにすべきであり、必要であれば緊急入所等を活用し、これら施設が対応すべきという考え方である。

(イ) 福祉避難所で提供できるサービスの水準には限界があり、施設入所対象者は対象としないという前提でのサービスの水準を考えているので緊急避難的な利用の場合のみやむを得ないとする考え方である。

(注) 福祉避難所の対象者を介助する家族等を対象者とともに避難させることは差し支えないが、その者の取扱いに当たっては、原則として福祉避難所の対象者とは解せず、通常の避難所の対象者として解すること。

イ 福祉避難所として指定していない特別養護老人ホーム等の介護機能を有する施設を発災後に福祉避難所として利用した場合には、避難者へ安心感を与えるなどの好ましい面もあるが、次の点に留意すること。

- ① 緊急入所等を行う施設としてその機能をあらかじめ確保しておく必要があること。
- ② 緊急入所等を行うのに伴い、施設面及び人的な面からも、受け入れ体制に不足が予想されること。
- ③ 要介護の緊急入所者と福祉施設の避難者に混同が生じやすいこと。
- ④ 入所対象とならないものがそのまま入所し続け、平常時に復した際の施設運営に支障をきたすおそれがあること。

ウ 福祉避難所として指定していない公的な宿泊施設又は旅館、ホテル等を発災後に福祉避難所として利用した場合には、次の理由から、当該施設の通常の利用料金を下回る額で対応することを原則とする。

- ① 公的な宿泊施設又は旅館等で通常提供されるサービスの全てを提供することを求めるものではなく、主として避難所としての場所の提供等を受けることを原則とするからである。
- ② 後述のとおり、福祉避難所の設置、維持及び管理を委託することはできるが、この場合、当該施設で通常提供されるサービスの提供を求めるものではなく、福祉避難所の運営等を委託するものである。

エ 市町村が福祉避難所を指定したときには、地域防災計画等に定め、その施設の情報(場所、収容可能人数、設備内容等)について、要配慮者を含む関係者等に周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。

オ 市町村は、福祉避難所の対象者をあらかじめ把握することが望ましい。

カ 福祉避難所の対象者は固定的でないので、対象者をあらかじめ把握していないときには勿論、あらかじめ把握しているときにも、被災直後の混乱期から一定期間を経過した後は、避難所に対象者が避難していないか調査すること。

キ 福祉避難所として指定された場合には、指定避難所と福祉避難所間(指定避難所から福祉避難所へ、また、福祉避難所から指定避難所へ)の対象者の引き渡し方法等についてあらかじめ定めておくことが望ましい。

ク 都道府県知事又は救助の委任を受けた市町村長は、次の考え方により施設等の設置者へ福祉避難所の運営の一部又は全部を委託できる。

(ア) 災害時における市町村の要員不足等も勘案し、各々の役割や機能等を最大限活用できるようにするため、委託できること。

(イ) 老人福祉センター等の場合は、本来の事業又は臨時的に本来の事業に関連した緊急一時的な事業を受託したものと見なせること。

(ウ) 入所施設等の場合は、災害時に当該施設等が地域社会の一員としての役割を果たすため、緊急的かつ一時的に行う地域交流事業の一つを受託したと解せられること。

ケ 都道府県知事又は救助の委任を受けた市町村長は、施設等の設置者へ福祉避難所の運営の一部又は全部を委託した場合、その他の救助の一部又は全部を併せて委託することができる。

(ア)福祉避難所の運営と併せて委託する救助として、炊き出しその他による食品の給与のほか、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の一部又は全部について委託することが考えられる。

(イ)その他の救助の一部又は全部を委託する場合、委託先の施設等の被災状況や、利用可能な設備及び要員の状況を勘案の上、当該施設の設置者に過度の負担を課さないよう留意すること。

コ 福祉避難所の精算に当たっては、避難所の給与のほかにも救助の一部又は全部を委託した場合、各々の救助種目毎に整理することを原則とすること。

ただし、一定の救助の全部を委託し、他の救助との重複が生じないときには、実施した救助種目を明記し、福祉避難所の費用として一括して精算することも特例的に認められる。

併せて、炊き出しその他による食品の給与及び被服、寝具その他生活必需品の給与等を委託したときには、当該救助のため支出できる費用の全部又は一部を加算した額でこれらの救助全体を行って差し支えない。

サ 福祉避難所の事業内容は、避難所の運営及び日常生活上の支援を含めた生活に関する相談等であり、そのため支出できる費用は、クにかかわらず当該地域における通常の実費を加算できる。

シ 福祉避難所の設置のために加算される費用は、一般的には、次に掲げることを行うために必要な当該地域における通常の実費が考えられる。

(ア)対象者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要となる仮設設備並びに機械又は器具等の借りに必要な経費(工事費を含む。)であって、避難所の設置のために支出できる費用で不足する経費

(イ)日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の購入費

(ウ)概ね10人の福祉避難所の対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置するために必要経費

なお、福祉避難所の対象者数に、介助等のために一緒に避難した家族等の数は含まない。

ス 福祉避難所の設置のために加算できる費用の額は、実額をもって定められていないが、通常、特別な理由がない限り、次により老人短期入所施設等の社会福祉施設等の運営に要する1人1日当たりの費用を大幅に下回ると想定されている。

(ア)加算額が社会福祉施設等の運営費を大幅に下回ると考える理由

① 特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等の対象者は、緊急入所等を含め当該施設等で対応するので、通常は福祉避難所の対象とならないこと。

② したがって、災害時であってもこれら施設等の運営に要する費用を上回る費用が必要になることは考えにくい。

(イ) 福祉避難所における在宅福祉サービス等

① 福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、介護保険法等の福祉各法による在宅福祉サービス等の提供は、福祉各法による実施を想定しており、本法による救助としては予定していない。

② 福祉避難所の運営に当たっては、保健福祉部局又は関係機関等と十分な連携を図り、各々で必要な対応が図られるよう十分に配慮すること。

セ 福祉避難所の設置期間は、対象者の特性から、できる限り短くすることが望ましいので、次に掲げる制度等を活用し、早期退所が図られるように努め、通常の避難所の設置期間内に解消すること。

(ア) 関係部局と連携を図り、シルバーハウジングへの入居又は社会福祉施設等への入所(緊急入所等を含む。)等を積極的に活用すること。

(イ) 基準告示第2条第2項に定める応急仮設住宅(福祉仮設住宅)等への入居を図ること。

ソ 市町村(都道府県)は、福祉避難所の閉鎖に当たっては、避難者の退所について責任を持って対応することとし、いやしくも施設等に委託したまま放置しないこと。

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（案）

阿南市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害発生時において、心身等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、障害者入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者等（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に福祉避難所の設置運営にあたって、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（福祉避難所設置の依頼）

第2条 甲は、災害時において、福祉避難所を設置する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の設置を依頼するものとする。

（要配慮者等の受け入れ等）

第3条 乙は、福祉避難所を設置したときは、甲から依頼があった要配慮者等を可能な範囲内で受け入れに応じるよう努めるものとする。なお、甲の依頼がなくても乙が必要と認めた場合には、受け入れを行えるものとする。

2 甲は、前項の依頼を行うにあつては、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

ただし、甲に特段の事情があるときにはこの限りではない。

- (1) 要配慮者等の住所、氏名、心身の状況等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) その他、甲が必要と認める事項

3 乙は、受け入れた要配慮者等の心身の状況に応じて家族等の同伴を求め、避難生活を円滑に行えるよう努めるものとする。

（管理運営の期間等）

第4条 この協定による福祉避難所の運営期間は原則7日以内とする。ただし、被災状況等を勘案し、甲と乙が協議の上延長できるものとする。

なお、甲は災害発生時からできるだけ速やかに、施設として平常時に支援している利用者等に、在宅福祉サービスが提供できる体制を構築するよう努める。

（使用する施設）

第5条 福祉避難所として使用する施設等は、次のとおりとする。

(要配慮者の移送等)

第6条 災害時要配慮者の福祉避難所への移送等は、親族や地域の住民等の協力を得るほか、甲と乙が必要に応じて、関係者等の協力を得て実施する。

(費用の負担等)

第7条 甲は、災害発生時の災害時要配慮者の支援に必要な物資等の調達等や人材等の確保等に努めるとともに、乙が福祉避難所の開設及び運営に関して負担した費用を負担する。

2 前項の費用については、災害救助法の規定による国庫負担の基準等を勘案するものとし、甲と乙の協議の上、決定するものとする。

(平時における連携)

第8条 甲は、要配慮者の把握に努め、要配慮者の範囲や人数等について、乙と情報を共有するものとする。また、年1回甲乙間で、災害時の緊急連絡体制等について確認し、変更がある場合は速やかに報告するものとする。

2 甲は、災害時に福祉避難所の設置運営が迅速かつ速やかに行えるよう、乙と協議のうえ、必要な備蓄品等を支給するものとする。

3 甲と乙は、この協定を円滑に履行するため、災害時における甲乙間の連携体制の整備について原則年1回以上協議を行うものとする。

4 甲は、徳島県と連携し、災害時における連携体制の整備に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による管理運営にあたり、業務上知り得た情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(協定締結期間)

第10条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てない限り、毎年自動更新されるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項等は、相互の協議を経て定めるものとする。

附則

この協定は、令和 年 月 日から適用する。

上記のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

災害発生時における緊急入所に関する協定（案）

阿南市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害発生時において、市内に住所を有する概ね65歳以上の介護保険の認定者又はこれに準ずる者で、災害により居住の場所がない者又は、避難を余儀なくされ、他に居住の場所がない者等（以下「高齢者等」という。）が居宅生活を継続することで、本人の心身の状態等の悪化や問題等が生じるおそれがある場合の、必要な事項を定め高齢者等及びその家族の福祉の向上を図ることを目的に協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に高齢者等を当該事業所に緊急に入所（以下「緊急入所等」という。）させることにより、高齢者等が支障なく日常生活を送ることができることを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、甲とし、阿南市長が認める協力施設（以下、「協力施設」という。）において行うものとする。

（協力施設）

第3条 協力施設は、緊急一時的に保護、避難等を必要とする高齢者等に対し、次の各号に掲げる適切な処遇が確保されると市長が認め、協定書を締結した施設とする。

- （1） 老人福祉法第20条の5に定める特別養護老人ホーム
- （2） 介護保険法（平成9年法律第123号）第〇条第〇項に定める〇〇〇〇を行う法人

（対象者）

第4条 この事業の対象者は、市内に住所を有する概ね65歳以上の介護保険の認定者又はこれに準ずる者で、次の各号のいずれかに該当する者。ただし、市長が必要と認める者については、この事業の対象とすることができる。

- （1） 災害等により心身の状況等の悪化や問題等が生じるおそれがある者
- （2） 災害等により居住の場所がない等で在宅での生活が困難な者
- （3） 災害等により避難を余儀なくされ、他に居住の場所がない者
- （4） その他施設等で一時的に保護することが適当であると認められる者

（緊急一時保護の期間及び実施）

第5条 入所の期間は、要配慮者の心身の状況や、在宅での生活継続の確保等を勘案し、市長と施設等で話し合うなどして期間を定めるものとし、甲は災害による避難等を発令した場合、協力施設に対し緊急入所等の協力を要請し、実施するものとする。

(緊急一時保護の通知)

第6条 前条の規定による要請は、協力施設に対しアセスメントシートを交付することとし、協力施設は市長に対し受入等について報告を行うものとする。

(緊急一時保護の解除)

第7条 市長は、緊急入所等している高齢者について協力施設と協議等し、入所の必要がないと認めるときは緊急入所を解除し、協力施設及び当該高齢者に対し通知するものとする。

(事業に要する費用等)

第8条 協力施設は、緊急入所している高齢者の施設利用終了後、緊急一時保護に要した費用を速やかに、市長に請求するものとする。

2 前項に規定する請求費用は、当該高齢者が介護保険認定者の場合、介護保険法の規定による認定区分に相当する費用とし、当該区分に相当する介護サービスに係る保険給付を受けた場合は、措置に要した費用からその保険給付相当額を除く費用とし、当該高齢者が介護認定の対象者とならない場合は要した費用全額とする。

3 市長は、前項の費用が介護保険の限度額を超えたときは、その超過分について全額を負担するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による管理運営にあたり、業務上知り得た情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(協定締結期間)

第10条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項等は、相互の協議を経て定めるものとする。

附則

この協定は、令和 年 月 日から適用する。

上記のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

<p>本協定は、高齢者の緊急入所に関する協定となっている。 障がい者の緊急入所についても、本協定を参考に作成し、事前に協定を締結しておく。</p>

令和2年9月

福祉避難所の指定状況

養護老人ホーム	住所	連絡先
老人ホーム福寿荘	畷町亀崎93-7	0884-23-3440
養護(盲人)老人ホーム羽ノ浦荘	羽ノ浦町明見135-1	0884-44-5666

特別養護老人ホーム	住所	連絡先
阿南荘	宝田町今市金剛寺43	0884-22-5656
琴江荘	宝田町今市金剛寺38-1	0884-23-1200
ライフイン長生	長生町西方59	0884-23-5979
緑風会ルネッサンス	福井町湊1-8	0884-34-3200
健祥会バイエルン	那賀川町苅屋289-2	0884-21-2420
ヴィラ羽ノ浦	羽ノ浦町岩脇上平69	0884-21-8181
コスモスの里	羽ノ浦町明見135-1	0884-44-5667

障害者支援施設	住所	連絡先
障害者支援施設 西室宛	長生町間谷32	0884-22-1810
障害者支援施設 淡島学園	西路見町姥6-7	0884-22-0379
障害者支援施設 シーズ	上中町南島15-1	0884-24-3366

介護老人保健施設	住所	連絡先
介護老人保健施設 正静絹	桑野町岡元1-1	0884-26-1122
介護老人保健施設 阿南名月苑	上中町南島325-1	0884-22-2210
介護老人保健施設 ロイヤルケアセンター	羽ノ浦町中庄池ノ上55-1	0884-24-8828

ケアハウス	住所	連絡先
ケアハウス悠和館	新野町信里65	0884-36-3820
ケアハウス健祥会アンダルシア	羽ノ浦町中庄大知淵8-1	0884-44-6830
ケアハウスタラサ双葉	見能林町南林260-3	0884-22-2913

認知症対応型共同生活介護事業所	住所	連絡先
高齢者グループホーム双壽園	見能林町南林258-5	0884-24-8855
グループホーム合歓の木	新野町西馬場3-3	0884-36-2024
グループホームあすか	羽ノ浦町宮倉原ノ内40	0884-44-6300
グループホーム阿南向日葵	日開野町筒路10-1	0884-24-3636
グループホーム青葉園	見能林町青木75-3	0884-24-6858
グループホーム花乃苑	羽ノ浦町中庄大久保78	0884-44-1331
グループホーム那賀川たんぽぽ	那賀川町今津浦宮面71-1	0884-42-4433
グループホーム笑顔毎日	羽ノ浦町中庄大知淵10	0884-44-1801
グループホームなかがわ苑	那賀川町大京原393-1	0884-42-4878
グループホームスマイル家族	那賀川町原245	0884-21-2227
グループホーム高砂	那賀川町芳崎366-1	0884-42-1000

小規模多機能型居宅介護事業所	住所	連絡先
小規模多機能ホームウイズ双葉	見能林町南林260-2	0884-24-9123
小規模多機能型居宅介護ホームいちご	那賀川町西原248	0884-42-3923
多機能ホームキムラ	横見町高川原29-1	0884-23-5031
シルバー小規模多機能ホーム	上中町岡222-1	0884-24-3720
小規模多機能型居宅介護セカンドハウスサクラ	原ヶ崎町居屋敷156-2	0884-24-5101
小規模多機能ホーム健祥会セベリア	羽ノ浦町中庄大知淵31	0884-44-6870
小規模多機能ホーム緑風会登子	下大野町五反畑126-1	0884-23-3301
小規模多機能型居宅介護事業所花畑	中林町蟹田1-2	0884-22-8877
菜の花小規模多機能ホーム	新野町妙見前74-12	0884-36-3772
看護小規模多機能型居宅介護たちばなの里	橘町壺升ヶ森12-1	0884-27-3052

複合型サービス事業所	住所	連絡先
複合型サービスなかよしホーム	長生町坊ノ前5-1	0884-24-5011

<福祉避難所ルールの例>

生活ルール

この避難所での生活ルールは次のとおりです。

- 1 ここの避難所は高齢者、障がい者、病弱者等の避難所生活において特別な配慮を必要とする方を対象としています。
- 2 避難所は、電気、水道等ライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
- 3 要配慮者に加え、介護にあたる方も登録できます。
 - ・避難所を退所するときは、避難所運営責任者又は市の担当者に転出先を連絡してください。
- 4 犬、猫等の動物類を室内に入れることは禁止します。
- 5 要配慮者の必要な支援は、家族等の介護者に行っていただくことを原則とします。
- 6 介護者の方は避難所の運営に支援・協力してください。
- 7 食料・物資は公平に配分します。
- 8 消灯は、午後10時です。
 - ・廊下、トイレ、職員等管理室は点灯したままとします。
- 9 利用できる場所は、避難所運営責任者の指示に従ってください。
 - ・「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、張り紙の内容には必ず従ってください。
- 10 電話は、受信のみ行います。放送により呼び出し、伝言を伝えます。
 - ・携帯電話は所定場所以外での使用を禁止します。
- 11 放送は、午後10時で終了します。
- 12 トイレの清掃は、午前8時、午後4時に避難者が交代で行うこととします。
 - ・水洗トイレは、（断水時）大便のみバケツの水で流してください。
- 13 飲酒・喫煙は所定の場所以外では禁止とします。

- 1 食料、水、物資等は公平に配分します。
- 2 物資等の配分は毎日13時頃に、場所はホールで食料・物資担当が配布しますので担当の指示に従いお受け取り下さい。
- 3 配布する内容、数量は、その都度、放送等で避難者に伝達します。
- 4 各自、必要な物資等は物資・食料担当に申し込んでください。
在庫がある場合は、その場でお渡しします。ない場合は、本部へ要請しますのでその後の在庫状況について、窓口に確認しにきてください。
- 5 物資は原則として家族の介護者の方にお渡しします。

仮設トイレ使用上の注意事項

- 1 トイレは、なるべく汚さないように使用してください。
- 2 トイレ内は禁煙です。
- 3 便器に油、可燃性・揮発性のあるもの、金物等ビニールが破れるようなものは入れないでください。
- 4 使用後はペダルを踏んでください。
- 5 使用後は、消毒・手洗いをしっかり行ってください。
- 6 使用したトイレットペーパーは便器に捨てず、袋に入れてください。